

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K20740

研究課題名（和文）バイアス分析の手法によるドイツ領アフリカ植民地のグローバル・リーガル・ヒストリー

研究課題名（英文）Global Legal History on German Colonies in Africa: Through Bias-Analysis Approach

研究代表者

田口 正樹（Taguchi, Masaki）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：20206931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,100,000円

研究成果の概要（和文）：ドイツが第一次世界大戦終了まで海外に保有した植民地のうち、アフリカの植民地、特に東アフリカ植民地（現在のタンザニア、ルワンダ、ブルンジ）について、植民地の法状態を検討した。切り口としては、20世紀初めにドイツ政府が展開した現地法調査事業を取り上げて、調査を計画した本国の法学者、現地で調査を行い結果を報告した調査実行者、第一次世界大戦後に結果を最終的に集約したドイツの法学者の間のずれに注目することを通じて、西洋法学の理解枠組、それによって変形された現地法、現地法の固有の層を相互関係において把握し、全体としての現地の法状態を解明することを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は植民地の法状態について、現地法の「客観的」な調査と、西洋的法観念による現地慣習法の「創造」という両極端の見方から距離を取って、より実情に即した見方を提示しようとした。こうした見方は、直接検討対象としたドイツ領アフリカ植民地に限らず、広く西洋法と非西洋世界の非対称的接触の局面に応用しうる可能性を持っており、現在にまで続くいわゆるグローバル・サウスの法状態の理解にとって重要な寄与をなすものと思われる。

研究成果の概要（英文）： Among the colonies that Germany held abroad until the end of World War I, this study examined the state of laws in colonies in Africa, particularly in the German East Africa (now Tanzania, Rwanda, and Hurundi). The research focused on the German government's indigenous law survey project at the beginning of the 20th century. Through focusing on the gap between the legal scholars in the metropole who planned the survey, those who conducted the survey in the colonial field and reported the results, and German legal scholars who finally consolidated the results after World War I, this study examined the framework of the Western law, indigenous laws which were deformed by that framework and the original layers of indigenous laws. By doing so this research tried to understand the state of laws in the colony as a whole.

研究分野：西洋法制史

キーワード：ドイツ アフリカ 植民地 法 法学 慣習法 現地法 比較法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近代日本史に関しては近年、帝国史的視点から東アジアにおける帝国日本と日本人の諸活動を文化的側面も含めて考察する研究潮流が顕著であり、多くの成果が提出されている。法史の分野でも、例えば台湾における総督府の旧慣調査事業をリードし、台湾独自の民事立法の試みにも中心的に従事し、満鉄調査部にも関与した、京都大学法学部教授岡松参太郎は、そうした視点と関心から研究されてきた対象である。その岡松がヨーロッパ留学中に接触し影響を受けたドイツの法学者たちは、ドイツ領海外植民地における現地法調査のプロジェクトを立案し推進した。この事業に焦点を当てて、帝国的環境のもとでの西洋法と非西洋世界との接触の事例として考察することが企図された。

### 2. 研究の目的

本研究は、ドイツが第一次世界大戦前に保有していた海外領土のうち、東アフリカ植民地(現在のタンザニア、ルワンダ、ブルンジにあたる)を主な対象として、ドイツ側の現地法調査プロジェクトを分析して、西洋法学の理解枠組、それによって変形された現地法、現地法の固有の層を相互関係のもとで把握することを通じて、グローバル・リーガル・ヒストリーとしてのアフリカ法史研究の開拓を試みた。

### 3. 研究の方法

本研究は、上記プロジェクトを分析するにあたって、各段階の関係者が持つバイアスに注目し、彼らの意図と認識のずれから情報を引き出そうとした。そのようなアプローチ選択においては、西洋古典古代史のバイアス分析の手法に触発された。具体的には、調査を計画したドイツ本国の法学者、実際に現地で調査を行いその結果を報告した調査実行者、第一次世界大戦後に結果を最終的に集約したドイツの法学者の間の食い違いに注目して、現地法の「客観的」な調査と、西洋的法観念による現地法の「創造」という両極端な見方から距離をおいた形で、現地の法状態を把握することにつとめた。

### 4. 研究成果

#### (1) ドイツの植民地支配

直接の検討対象となったのは現地法調査プロジェクトであったが、研究においては、ドイツの植民地統治全般を、イギリスやフランスなどの先発植民地帝国との比較も含めて、背景として視野に入れるようつとめた。ドイツおよび欧米学界では、旧ドイツ領植民地やドイツにおける(ポスト・)コロニアリズムに関する研究が1990年代以降活発化しており、歴史学、人類学、地域研究など多様なディシプリンによる研究成果が蓄積されつつある。それらの諸研究を収集・分析して研究状況の理解を図った。一般的に言って、英仏との比較でドイツの植民地統治を特徴づけていたのは、その後発性と短期性であり、本国の法システム全体への植民地法制度の統合の度合いが弱く、現地の総督・官吏・軍人に認められる裁量の幅が広がる傾向があった。こうした特徴は法との関係では、本国法と異なる植民地の法を広く展開させるという側面と、法によらずに裁量的な統治を遂行させるといった側面との、二つの面を有したと思われる。(なお、こうした一般的検討の過程で、植民地の法状態やポスト・コロニアル状況に対して近年まで盛んに適用されてきた、いわゆる法多元主義のアプローチについても、その基本的な志向と問題点を認識した。)

もっとも、ドイツ領植民地といっても、統治制度と統治の実践には、各植民地によって大きな差異も存在した。中国・山東省の膠州湾・青島はドイツ海軍の管理下にあった特殊な海外拠点であり、現地社会の在り方ももちろんアフリカとは大きく異なっていたが、同じアフリカ所在のドイツ領植民地といっても、トーゴ、カメルーン、南西アフリカ、東アフリカの4植民地にはそれぞれ個性が見られた。特に、ドイツ人入植者の数には大きな違いがあり、東アフリカである程度入植が行われた他、特に南西アフリカにおいてはまとまった数のドイツ人が入植した。こうした本国からの入植の程度の差は、法状態にも影響を及ぼし得たのであり、その影響の射程は更に検討されるべき問題である。

そうした植民地間の差異の一方で、特にドイツ側の人員において植民地間の移動が広く見られたことにも注意する必要があると思われる。植民地官吏・軍人として複数の植民地を渡り歩く事例はしばしば見られ、ミッション関係者においても植民地間の移動が行われていた。そうした人の移動を通じた植民地をまたぐ相互作用は、他の植民地帝国の法制や統治方式に対する顧慮とともに、念頭に置かれるべき要素であろう。

#### (2) ドイツ領植民地の現地法に関する調査

ドイツ領植民地の現地法に関する調査は、19世紀末のヨーゼフ・コーラーやフェリックス・マイヤーのアンケート調査を先駆として、1907 - 14年に帝国議会の決定に基づく公式の

アンケート調査が実施された。やはりコーラーらによって作成された103項目のアンケートが東アフリカ、南西アフリカ、カメルーンの総督等に送付され(トーゴは総督のもとで既に独自の慣習法調査と成文化の試みを行っていた)、そこから更に現地のミッション団、商工会議所、協会、地区裁判官、医師などに送られて、彼らが各部族集団の法を調査すべきこととされた。実際に、全部で77の回答が残っている。東アフリカからの回答としては30が伝わる。回答者はミッション関係者が多いが、他に官吏や軍人も見られる。アンケート項目は、家族法、財産法、刑法、訴訟法、国家・行政・国際法の5部に分かれていたが、既に当時のドイツ法学を下敷きにした分類構成であった。例えば、家族法の部を見ると、「母権か父権か?」、「財産は父から子へ相続されるか、おじ(母の兄弟)から甥へ相続されるか? それとも両方か?」などと問われている。問いの背景にあるのはその部族社会が母権制社会か父権制社会かという関心であった。当時の比較法学・法人類学では前者より後者のほうが高い発展段階にあると想定されていたのである。

これに対して、現地における調査実行者の回答報告書は、アンケート項目の枠におさまらない内容を含んでいた。いくつかの報告書は、アンケート項目に沿った報告の部分の前に、対象となった部族集団に関して、一般的状態、歴史、神話、宗教、言語などをまとめた記述を含んでおり、その中ではアンケート項目への回答とは異なる内容も見られる。またアンケート項目に沿った報告の部分でも、調査実行者が質問項目の意味が理解できないと述べているケースもあり、企画者と調査者との間のずれが明らかである。中には、アンケート項目を無視した独自の調査報告書もある。

これらの回答報告書に加えて、アンケート調査とは別に植民地官吏が現地の慣習をまとめた報告書や、狩猟規則など植民地法規の運用状況、いくつかの部族集団に関する報告書と文献なども検討素材として考慮しつつ、植民地現地のドイツ側視点でとらえられた現地の法状態の分析と理解につとめた。

なお、現地法アンケート調査結果の解釈にあたっては、この事業が、1880年代にスタートしたドイツの植民地支配がしばらくの時間を経過し、とりわけ南西アフリカや東アフリカにおいて植民地支配に対する武力による抵抗が大規模に発生した後の時期に実施されているという歴史的事情も、十分考慮に入れられるべきであろう。この間の本国および現地における植民地支配や現地住民に対する視線の変遷は、史料解釈の際に重要な要素であると思われる。

第一次世界大戦が終わりドイツがすべての海外領土を喪失した後、1929年に調査結果がまとめられて公刊されたが、そこでは再びドイツ法学のタームに沿って調査結果が編集されている。例えば、刑事法の部分では、まず血讐 *Blutrache* と人命金 *Wergeld* という、19世紀のゲルマン法史学に遡る概念を軸に、個別の調査結果がまとめられている。こうした調査結果集約・公表段階を評価する際には、西洋古代末期・中世初期の贖罪金システムをめぐる近時の欧米学界の議論も、補助線として考慮された。また、やはり西洋古代末期・中世初期の「部族」集団の生成において法や慣習に帰せられる役割をめぐる欧米学界の近年の成果も、本研究にとって参考になるものであった。

もっとも、このようなアンケート項目・調査報告・現地法の編集の間に見られる齟齬を解釈して情報を引き出すためには、更に検討されるべき事柄も残っている。一つは、調査実行者の主要部分を占めていたミッション関係者の知的バックグラウンドである。ドイツの各種のミッション団体とそれらの活動は、イギリスなどのミッション団体との比較や影響関係の問題も含めて、かなり蓄積の厚い研究領域をなしており、関係文献・史料をなお研究する必要がある。ドイツ領東アフリカ植民地に関しては、特にここをフィールドとしていた *Mission der Weissen Vaeter* について、今後検討を深めることが求められる。

もう一つは、最終的に調査結果をまとめた時点、つまりヴァイマル共和国期における法学の状況である。アンケート調査が立案された第一次世界大戦前のドイツにおける(比較)法学の状況や、調査計画の中心的人物であったヨーゼフ・コーラーの法観念については、彼の著作に加えて近時の二次文献も参照しつつ検討を進め、コーラーの普遍法史的歴史観や法学と実務との関係に関する見方を明らかにし、それらと現地法調査プロジェクトとの関連について認識を深めた。しかし、ヴァイマル期の状況に関しては一層の調査が必要である。更に言えば、第一次世界大戦ですべての海外領土を喪失した後、ドイツで植民地の回復を図る運動が長く続き、大学における植民地関連科目の講義なども継続していたことは、本研究を遂行する過程で意識に上ってきた点であり、ヴァイマル期における調査結果の総括と編集は、そうした背景も十分視野に入れたうえで評価する必要があると思われる。

### (3) 植民地喪失後の諸問題

最後に触れた点は、第一次世界大戦前の植民地支配からナチ期の国内統治や占領地支配への連続性をどう考えるかという、近年ドイツ学界で議論されている論点とも関わる。西洋諸国の植民地支配が現地社会に深刻な影響を与え社会編成を激変させたことは顕著な現象として長く検討対象となってきたが、逆に植民地保有が本国にどのような影響を及ぼし得たかという面は比較的最近になって検討が試みられている問題であり、ドイツに関しては上記の植民地支配とナチ体制との関係について議論が交わされている。法の分野では刑事法について、両者の関連を既に20世紀末にゆるやかに肯定していた見解に対して、関連を疑問視する意見も最近になって出されており、議論はなお継続中である。

こうしたドイツ史上の論点とはまた別に、現地法調査事業によって調査・記録された法が、その後現地でどのように用いられ現在に至っているかという問題についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、本研究の枠内では調査が不十分であり、今後の研究に委ねざるを得ない。比較的短期間に終了したドイツ植民地支配が(本国でなく)現地に遺した影響如何という問題の一部をなす論点であるが、東アフリカ植民地の大半を占める現在のタンザニア地域の場合、イギリスによる委任統治下、イギリス法との関係も併せて考えることになり、それだけ複雑な、しかし興味ある課題ということもできよう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Masaki TAGUCHI	4. 巻 140
2. 論文標題 Die Koenigsgerichtsbarkeit und das privilegium fori im deutschen Spaetmittelalter (1273-1400)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Zeitschrift der Savigny-Stiftung fuer Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung	6. 最初と最後の頁 62, 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田口正樹	4. 巻 15
2. 論文標題 (新刊紹介) Juergen DENDORFER & Steffen PATZOLD (eds.), Tenere et habere: Leihen als soziale Praxis im fruehen und hohen Mittelalter [Besitz und Beziehungen: Studien zur Verfassungsgeschichte des Mittelalters, Bd. 1], Ostfildern, Jan Thorbecke Verlag 2023, 482p.	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 175, 176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田口正樹	4. 巻 134-7/8
2. 論文標題 学界展望<西洋法制史> Verena Epp und Christoph H. F. Meyer (Hg.), Recht und Konsens im fruehen Mittelalter, (Vortraege und Forschungen, Bd. 82) (Thorbecke 2017, 487S.)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 113, 115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田口正樹	4. 巻 3
2. 論文標題 宮崎道三郎旧蔵洋書の再構成と若干の検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法の思想と歴史	6. 最初と最後の頁 35, 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masaki TAGUCHI	4. 巻 -
2. 論文標題 Herrscher, Hofgericht und Schiedsgericht: Gerichtliche Entscheidungen am deutschen Herrscherhof im 14. Jahrhundert	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Anja AMEND-TRAUT u. a. (Hg.), Urteiler, Richter, Spruchkoerper. Entscheidungsfindung und Entscheidungsmechanismen in der europaeischen Rechtskultur	6. 最初と最後の頁 95, 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 田口正樹	4. 巻 -
2. 論文標題 裁きに服する王 13・14世紀ドイツにおける支配者と法との関係の一側面	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 春田直紀・新井由紀夫・David Roffe編『歴史的世界へのアプローチ』	6. 最初と最後の頁 62, 81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 田口正樹	4. 巻 104-2
2. 論文標題 (書評) 服部良久著『中世のコミュニケーションと秩序 紛争・平和・儀礼』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 史林	6. 最初と最後の頁 64, 70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masaki TAGUCHI	4. 巻 1
2. 論文標題 Friedensraeume: Burgfrieden, Kirchenfrieden, Gerichtsfrieden, Marktfrieden	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Irene DINGEL, Michael ROHRSCHEIDER, Inken SCHMIDT-VOGES, Siegrid WESTPHAL, Joachim WHALEY (Hrsg. / Eds.), Handbuch Frieden im Europa der Fruehen Neuzeit, De Gruyter Oldenburg, Muenchen.	6. 最初と最後の頁 227, 243
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 田口正樹
2. 発表標題 宮崎道三郎旧蔵書の紹介：洋書の部
3. 学会等名 法制史学会第74回総会、ミニシンポジウム「法制史学資料の来し方と行く末 - 紙媒体資料・蔵書の継承に向けて」（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田口正樹
2. 発表標題 メロヴィング朝フランク期におけるローマ法の変容
3. 学会等名 上智大学ローマ法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田口正樹
2. 発表標題 第二次大戦前の西洋法史学の学問史的コンテキスト
3. 学会等名 「日本における法史研究の歴史」研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田口正樹
2. 発表標題 岡松参太郎の学問形成
3. 学会等名 岡松参太郎生誕150年記念国際シンポジウム：東アジアにおける植民地法制と学知（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田口正樹
2. 発表標題 1920-1945/50年の西洋法史学
3. 学会等名 「日本における法史研究の歴史」研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------